

規 則

埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年九月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第七十二号

埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則（昭和五十二年埼玉県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「次条第一項第六号」を「次条第一項第七号」に改め、同条第二号中「次条第一項第九号」を「次条第一項第十号」に改める。

第二条第一項中第九号を第十号とし、同項第八号中「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に、「第十二条」を「第十九条」に改め、同号を同項第九号とし、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第十六条に規定する認定特定植栽事業者が認定特定植栽事業計画に従って特定植栽事業を実施するのに必要

な林業・木材産業改善資金に係る貸付金 十二年以内

第二条第二項中「第六号及び第九号」を「第七号及び第十号」に改める。

附則第二項中「受けたもの」を「受け、かつ原子力災害（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けているもの」に、「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同項の表第二条第一項第二号及び第六号から第九号までの項中「第六号から第九号まで」を「第七号から第十号まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条第一項第八号の改正規定（同号を同項第九号とする部分を除く。）は、令和三年十月一日から施行する。